

退職給付と税法

日本大学

平野嘉秋

退職給付に対する課税の概要

- 1 退職所得税制の概要
- 2 企業年金税制の概要
- 3 法人税法と退職給付
- 4 消費税法と退職給付

1 退職所得税制の概要

退職一時金は他の所得と区分し分離課税
(収入金額 - 退職所得控除額) ÷ 2

= 退職所得の金額

退職所得の金額 × 税率 = 所得税額

・退職所得控除額

勤続20年まで 1年につき40万円

勤続20年超 1年につき70万円

退職所得の範囲(1)

退職賞与

雇用契約の更新等により毎年支給
される退職給与

打切支給の退職手当

受給者が掛金を拠出した場合の
退職一時金

年金に代えて支払われる一時金

解雇予告手当

退職所得の範囲(2)

有利な発行価額により新株等を取得する
権利の行使による経済的利益

遺族が受ける死亡退職金

生命保険会社が外交員に支給する退職
手当等

みなし退職所得の範囲

社会保険制度に基づいて支給される
一時金

適格退職年金契約に基づき支給される
一時金

社会保険及び共済制度に基づく一時金
退職勤労者が弁済を受ける未払賃金
退職手当等に含まれない一時金

2 企業年金税制の概要

- (1) 厚生年金基金の税務
- (2) 適格退職年金の税務
- (3) 確定拠出年金(企業型)の税務
- (4) 確定拠出年金(個人型)の税務
- (5) 確定給付企業年金の税務

厚生年金基金の税務

掛金拠出段階の税務

- ・事業主の段階
- ・加入者(従業員)の段階

積立金運用運用段階の税務

- ・特別法人税(現在、凍結中)

給付段階の税務

- ・退職年金として支給を受ける場合
- ・一時金として給付を受ける場合

適格退職年金の税務

掛金拠出段階の税務

- ・事業主の税務
- ・従業員の税務

積立/運用段階の税務

- ・特別法人税(現在凍結中)

給付段階の税務

- ・退職一時金
- ・退職年金

確定拠出年金(企業型)の税務

掛金の拠出段階の税務(拠出限度額)

- ・厚生年金基金や適格退職年金等を実施していない場合 年額43万2千円
- ・厚生年金基金や適格退職年金等を実施している場合 年額21万6千円

積立運用段階の税務 特別法人税(凍結中)

給付段階の税務

- ・年金払いの老齢給付金
- ・一時払いの老齢給付金

確定拠出年金(個人型)の税務

掛金の拠出段階の税務(拠出限度額)

- ・国民年金基金等に参加していない自営業者等
年額81万6千円
- ・企業年金に参加していない企業の従業員
年額18万円

積立運用段階の税務

特別法人税(凍結中)

給付段階の税務

- ・年金払いの老齢給付金
- ・一時払いの老齢給付金

確定給付企業年金の税務

掛金の拠出段階の税務

- ・企業の負担する掛金
- ・加入者が負担する掛金

運用積立段階の税務 特別法人税(凍結)

給付段階の税務

- ・年金として受け取る老齢給付金 雑所得
- ・一時金として受け取る給付 退職所得

3 法人税法と退職給付

法人税法上、役員に対する退職給与については、損金経理の有無、その額が不相当に高額か否かにより課税上の取扱いを異にしており、また、特殊関係使用人に対する退職金のうち不相当に高額な部分は損金の額に算入しない。

4 消費税法と退職給付

給与等を対価とする役務の提供は課税仕入れの対象から除外されているが、この給与等には退職金も含まれるため、退職金の支給額は課税仕入れには該当しない。

退職給付に対する課税の沿革

明治20年所得税法

わが国所得税法は明治20年に創設され、
経常的、反復的に生ずるタイプの所得だけ
を課税の対象とするいわゆる“所得源泉説
的所得概念”を採用。

勤労、事業、資産から生ずる所得で継続
的、反復的に生ずる利得のみが課税対象。
退職所得は「営利ノ事業ニ属セサル一時ノ
所得」として非課税。

昭和13年度税制改正

わが国における退職所得に対する所得税の課税を開始。

当初より、退職所得に対する課税は源泉徴収の方法により行われる。

退職所得については、その支払者ごとにその支払いの際、5,000円を控除した残額について他の所得と分離し、軽度の累進税率によって計算した税額を天引きし、他の所得と分離して課税。

昭和15年度税制改正

分類所得税と総合所得税という概念を創設。退職所得は「分類所得税」が課税される所得の一項目とされ、甲種の退職所得（法施行地内で支払いを受けるもの）と乙種の退職所得（甲種以外のもの）に区分され、控除額が5,000円から10,000円に、また税率は最低6%から最高40%までに引き上げられた。

昭和22年度税制改正

分類所得税を廃止。いわゆる“総合課税の方式”による「申告納税制度」を採用。

退職所得については、その年中の収入金額の2分の1に相当する金額が課税標準(2分の1課税方式)とされ、他の所得がある場合には、これと総合して課税。

昭和25年度税制改正

シャープ勧告は「総合課税」の理想を徹底的に追求し、2分の1課税方式を公平という観点から批判。

シャープ勧告に基づき、変動所得としての5年間の平均課税方式が採用された。

昭和27年度税制改正

退職所得については分離課税が採用され、その収入金額から15万円を控除した後の2分の1が課税標準とされた(半額分離課税)。

昭和29年度税制改正

その年中の収入金額から20万円(勤続年数が10年を超える場合はその超える年数に2万円を乗じた金額を加算)を控除した金額の2分の1が退職所得の課税標準とされた。

昭和34、39年度税制改正

昭和34年度税制改正では、勤続年数のみならず、勤続期間における年齢を加味して控除額を算定する方法が導入。

しかし、5年経過後の昭和39年度の税制改正では、年齢区分による控除額の制度は廃止され、勤続年数1年につき一律5万円を控除する方式に改められ、昭和33年度までの考え方に復帰。

昭和42年度税制改正

勤続期間の長短に応じて1年当たりの控除額に差等を設けるという考え方を導入。

勤続年数10年まで 1年につき5万円

勤続年数10年を超え20年まで

1年につき10万円

勤続年数20年を超え30年まで

1年につき20万円

勤続年数が30年を超える場合

1年につき30万円

それぞれ乗じて計算した金額の合計額を控除。

・大幅な控除額の引き上げとなった。

昭和48、49、50、63年度改正

退職所得控除額が、昭和48、49、50、63年度税制改正により、順次引き上げられ、現在は以下のとおり。

- ・勤続年数のうち20年までの年数

1年につき40万円

- ・勤続年数のうち20年を超える年数

1年につき70万円

昭和62年9月の税制改正

公的年金と同様に、厚生年金基金・適格退職年金契約に基づく年金は、給与等とみなされ、「給与所得」として課税されてきたが、所得区分が「雑所得」に改められ、公的年金等控除を適用することとされた。

退職給付に関する議論の動向

退職所得税制導入の経緯

当初、わが国所得税法では「所得源泉說的所得概念」に立ち、退職一時金については課税対象外

昭和13年所得税法の改正により、退職一時金は課税対象となる。

- ・戦時体制へと税制が切り替えられる過程。
- ・多額の退職一時金を受けている者をみすみす逃すことは相当の負担能力を有する者を不当に擁護することになる。
- ・勤続中に毎年少しずつもらった賞与と仮定すると過酷な課税は適当ではなく、軽度の累進税率が必要。

S 4 1 . 1 2 政府税調中間答申 (1)

退職所得は老後の生活保障的な最後の所得であることにかんがみ、その担税力は他の所得に比べてかなり低いと考えられるので、できるだけ早い機会にその控除額を定年退職者の平均的退職所得の水準まで思い切って引き上げることが望ましい。

S 4 1 . 1 2 政府税調中間答申 (2)

控除の仕組みについては、永年勤続者をより優遇する意味から、勤続年数に応じて順次控除額を増やし、通常定年に達すると思われる勤続年数の退職者で最高の控除額を保障するような仕組みとすることが必要であろう。

S 4 6 . 8 政府税調長期答申

退職所得の控除額については、昭和42年の税制改正において、定年退職者の平均的な退職所得の水準程度まで大幅に引き上げられたところであるが、・・・退職所得の水準や物価上昇を考慮すれば、これに見合って見直しを行うことが望ましい。

S 6 1 . 1 0 政府税調抜本答申

給与所得控除は、勤務関係を前提とし勤務に伴う経費を概算的に控除するとともに勤務関係に特有の非独立的な役務提供、使用者による空間的・時間的な拘束といった諸点に着目して、給与所得と他の所得との負担の調整を図る趣旨から設けられたものである。したがって、必ずしもこのような事情が認められない公的年金について、給与所得控除を適用することは合理的ではない。

S 6 3 「税制抜本の見直し答申」

「抜本的な見直しを進めるにあたっての基本的視点として、税制全体として課税ベースを広げ、真に手を差し伸べるべき人々には引き続き所要の配慮を加えつつ、負担をできる限り幅広く、薄く求めていくことが肝要である」とし、「税制面からは、個人と企業の経済的活動や消費活動に対し極力介入を避けて中立に対処し、民間部門の自由な判断と選択に委ねることが、経済全体としての活性化に資することとなろう」と提言。

S 6 3 税制の抜本的見直し(1)

一時金が選択される割合が高いが、この点に関し、企業年金として受給する場合より退職一時金として受給する場合の方が税制上有利であることがその原因であり、企業年金に対する課税のあり方について退職一時金として受給する場合の方が税制上有利であることがその原因であるとする指摘がある。

S63税制の抜本的見直し(2)

しかしながら、両者のバランスを考慮するといっても、退職後の所得、受給した退職一時金の運用方法等が各人によって様々であることから両者の税負担を客観的に比較することは困難であり、そもそも、企業年金で受給するか退職一時金で受給するかの選択は税制以外の要因によるところが大きいとの指摘もあるので、それぞれの所得の性格に着目した課税方式が採られることが適当である。

平成12年7月「わが国税制の現状と課題」(1)

個人所得税は、所得という納税者の負担能力に応じて累進的な税負担を求めるものである。……しかしながら、現行の制度においては、各種の控除等によって課税ベースとしての所得から除かれているものは少なくない。……経済社会の構造変化の中で、改めて、これらの控除等のあり方について見直しの余地がないか検討を加える必要がある。

平成12年7月「わが国税制の現状と課題」(2)

退職金は、一般に、長期間にわたる勤務の対価の後払いとしての性格とともに、退職後の生活の原資に充てられる性格を有している。このような性格を踏まえて、退職所得に対する課税については、・・・累進緩和の配慮が必要・・・。主要国においても、退職所得については、N分N乗方式又は一定の控除額の設定によって、税制上一定の配慮が行われている。

平成12年7月「わが国税制の現状と課題」(3)

現行の退職所得課税の仕組みは、勤続年数が長いほど厚く支給される退職支給形態を反映したものとなっていることから、退職金の支給形態の変化などを踏まえると、今後も長期勤続の場合を特に優遇していくことが適当かどうかを検討する必要があると考えられる。

平成12年7月「わが国税制の現状と課題」(4)

他方、現行の退職所得課税を前提とした税引後収入が老後の生活設計に織り込まれているという実態や、企業における給与体系の変更には時間を要することを考慮する必要があるとの意見がある。

退職給付に関する税制上の課題

- 1 退職所得税制の課題
- 2 企業年金税制の課題

1 退職所得税制の課題

退職所得に対する2分の1分離課税の適否

退職所得控除の適否

いわゆる“前払退職金”に対する課税問題

定年前退職金に対する課税問題

源泉徴収課税方式の適否

定職所得税制と年金税制の調整

退職所得に対する 2分の1分離課税の適否

所得税は、原則として個人の所得をすべて合算総合して累進課税の下で課税されるべきものであるが、分離課税により、退職所得に対しては累進課税が緩和されている。

退職所得控除の適否

退職一時金制度を有する企業およびそこに勤務する者に対して税制上の特別措置を享受させることになると、これと競合する退職一時金を持たない(いわゆる“前払退職金”を採用する)企業は、劣位におかれることになり、租税における中立の原則に反することになる。

いわゆる“前払退職金”に対する 課税問題

退職時に一時金として支給された場合とそれらを勤続中においてその都度支給される場合とでは、所得課税の方法が異なり、納付すべき所得税額が異なる。

定年前退職金に対する 課税問題

再雇用を前提に定年前に退職金が支払われた場合、その退職金が所得税法でいう「退職所得」に該当するか否かが、問題となる場合がある。

源泉徴収課税方式の適否

退職所得に対しては、国外で支払われるものは別として、所得税の課税が開始された当初から一貫して源泉徴収の方法が採用されてきた。

源泉徴収制度の特徴は、所得者が納税手続きの当事者となることなく、国との間に直接の法律関係を生じさせないところにある。

退職所得税制と 年金税制の調整

退職所得税制における「退職所得控除」と退職年金の受給時の「公的年金控除」を最大限に活用するため、退職一時金に対する課税における非課税額までを退職金での支給を選択し、残りの分を退職年金での支給を選択するケースが生じている。

2 企業年金税制の課題

掛金運用段階における課題

特別法人税の適否

掛金拠出段階における課題

確定拠出年金制度における掛金の拡大

給付段階における課題

公的年金控除の適用の適否